

令和8年 富士見町 規則

第 7 号

自治体情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年2月18日

富士見町長 渡 辺 葉

自治体情報システムの標準化に伴う関係規則の整理に関する規則

(富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成30年富士見町規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「照会書・回答書及び代理権通知書」を「印鑑の登録に関する照会書」に改め、同条第2項第2号中「年金証書」の次に「・年金手帳」を加える。

第6条第2項中「印鑑登録番号一覧リスト」を「印鑑異動者リスト」に改める。

第7条の見出し中「再交付」を「引換交付」に改め、同条中「印鑑登録証再交付」を「印鑑登録証引換交付」に、「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に改める。

第11条中「印鑑登録消除通知書」を「印鑑登録抹消通知書」に改める。

第12条中「印鑑登録原票の除票」を「印鑑登録原票(除票)確認票」に改める。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第3条・第13条関係）

年 月 日

長野県諏訪郡富士見町長

印

この印は割合です

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日 までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

長野県諏訪郡富士見町長 様 回 答 書		年 月 日
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		申請した印鑑
住 所	_____	
本人署名	_____	
生年月日	_____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。		
本人署名 _____		

備考：持ち物として以下をご持参ください。

（本人が来庁する場合）必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認事項（個人番号カード、運転免許証等）

（代理人が来庁する場合）回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、代理人の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

様式第3号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

印鑑登録原票

印鑑登録番号			登録年月日	
登録印影	氏名			
	旧氏	【空欄】		
	***	*****		
	生年月日			
	住所			

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____
 抹消事由 _____

様式第3号 (第4条関係)

印鑑登録原票確認票

印鑑登録番号			登録年月日	
登録印影	氏名			
	旧氏	【空欄】		
	***	*****		
	生年月日			
	住所			

様式第3号 (第4条関係)

印鑑登録原票確認票

印鑑登録番号			登録年月日	
登録印影	氏名			
	通称	【空欄】		

	生年月日			
	住所			

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____
 抹消事由 _____

様式第3号 (第4条関係)

印鑑登録原票 (除票) 確認票

印鑑登録番号		登録年月日	
登録印影	氏名		
	旧氏	【空欄】	
	***	*****	
	生年月日		
	住所		

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

様式第3号 (第4条関係)

印鑑登録原票 (除票) 確認票

印鑑登録番号		登録年月日	
登録印影	氏名		
	通称	【空欄】	
	氏名のカタカナ表記		
	生年月日		
	住所		

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

様式第6号（第7条関係）

様式第6号(第7条関係)

印鑑登録証引換交付申請書

年 月 日

富士見町長 殿

下記のとおり申請します。

申請人	住所	富士見町	番地	登録印鑑
	氏名			
	生年月日	年 月 日生		
代理人	住所			代理人申請の場合は、代理権授与通知書(様式第11号)、本人確認書類を添付してください。
	氏名			
届出事項		事由		登録番号
印鑑登録証引換交付申請		1 汚損 2 き損 3 その他		第 号

【注意事項】

この申請をするときは、必ず印鑑登録証を添付してください。

確認年月日	登録番号	登録証受領者の氏名	受領印
	第 号		

確認区分	即時確認		文書確認		
	1 免許証・許可証()		照会文書	照会先	
	2 個人番号カード			発送年月日	
	3 身分証明書()			回答期限年月日	
	4 在留カード・特別永住者証明書			回答文書確認年月日	
5 その他()					
受付	作成	照合	原票・副本の抹消	番号台帳の抹消	

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号（第9条第2項関係）

様式第9号（第9条第2項関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	***	*****
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

長野県諏訪郡富士見町長



この印は黒色です

様式第9号（第9条第2項関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	【空欄】
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

長野県諏訪郡富士見町長



この印は黒色です

様式第10号（第11条関係）

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

長野県諏訪郡富士見町長

印

この印は黒色です

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上掲理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(富士見町税に関する規則の一部改正)

第2条 富士見町税に関する規則(昭和60年富士見町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「様式第10号」を「国が定める様式」に改める。

第14条中「様式第60号」を「国が定める様式」に改める。

第18条の表固定資産税納税通知書の項中「様式第74号」を「国が定める様式」に改める。

第22条の表中「様式第82号」を「国が定める様式」に改める。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)の基づき国が定める様式とする。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 削除

様式第60号を次のように改める。

様式第60号 削除

様式第74号を次のように改める。

様式第74号 削除

様式第82号を次のように改める。

様式第82号 削除

(富士見町児童手当事務処理規則の一部改正)

第3条 富士見町児童手当事務処理規則(令和4年富士見町規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、様式第1号を用いて」を削る。

第5条中「、様式第2号を用いて」を削る。

第6条中「、様式第3号を用いて」を削る。

第7条中「様式第3号を用いて」を削る。

第8条中「、様式第4号を用いて」を削る。

第9条中「様式第4号を用いて」を削る。

第10条中「様式第3号を用いて」及び「様式第4号を用いて」を削る。

第11条第1号中「、様式第1号を用いて」を削り、同条第2号中「、様式第5号を用いて」を削る。

第12条中「、様式第6号を用いて」を削る。

第13条第1項中「様式第5号を用いて」及び「様式第6号を用いて」を削り、同条第2項中「様式第5号を用いて」及び「様式第6号を用いて」を削る。

第14条第1号中「様式第7号を用いて」及び「様式第8号を用いて」を削り、同条第2号中「様式第7号を用いて」及び「様式第8号を用いて」を削る。

第15条第3項中「様式第9号による」を削る。

第16条第3項中「様式第10号による」を削る。

第17条第1項中「様式第11号による」を削る。

第18条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第19条中「様式第13号」を「支払差止通知書」に改める。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第1号から様式第13号までを削る。

(富士見町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正)

第4条 富士見町保育の必要性の認定に関する規則(平成26年富士見町規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(様式第2号)」を削り、「教育・保育給付認定却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知者」に改め、「(様式第3号)」を削り、同条第2項中「教育・保育給付認定支給認定証(様式第4号)」を「支給認定証」に改める。

第8条中「(様式第5号)」を削る。

第10条第1項中「教育・保育給付認定変更決定通知書」を「教育・保育給付認定変更通知書」に改め、「(様式第6号)」を削り、「教育・保育給付認定変更申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改め、「(様式第7号)」を削り、同条第2項中

「教育・保育給付認定支給認定証」を「支給認定証」に改め、「(様式第4号)」を削る。

第11条中「(様式第8号)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第2号から様式第8号までを削る。

(富士見町保育料徴収に関する規則の一部改正)

第5条 富士見町保育料徴収に関する規則(平成27年富士見町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「子ども・子育て支援利用者負担額決定通知書」を「利用者負担額決定通知書」に改め、「(様式第1号)」を削り、同条第3項中「子ども・子育て支援利用者負担額変更決定通知書」を「利用者負担額変更通知書」に改め、「(様式第2号)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(様式)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。